

## 協議会の傍聴をされる皆様へ

会議を傍聴される方は、係員の指示に従い、

以下の事項を守って、静穏に傍聴してください。

- 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- 会議場において発言をしないこと。
- みだりに席を離れないこと。
- 飲食または喫煙をしないこと。
- はち巻、腕章等を着用し、または旗、プラカード等を掲げるなど示威的行為をしないこと。
- ほかの傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- 会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の長が特別の理由により承認した行為は、この限りではない。
- 会場の秩序を乱し、または会議の妨げとなるような行為をしないこと。

※会議の長は、傍聴人が上記に違反するときは、これを退場させることができる。